元正間記　七

へ 13
2696
7

天正間記巻の拾九

目録

一 氷谷六蔵謀判之科ニ依てすゞが森ニて處刑之事

一 淀殿懐妊太閤悦ばるゝ事

へ 18 2696 7

元正間記巻の拾九

水谷六左衛門謀判の科并
とかにて詮議に付仕置ところの
元禄十二年 水谷六左衛門大坂の御留守居
越前守両の仕切金を登すに 縁が
かゝりて手代某か六左衛門方の使者中間
ともに初め大金の勘定か分銀するに手代
ともの御手前大金の才覚なりがたく
兎角せん銀相談と支度するに 吉左衛門と
云ふは手代御くみんと云ふ兵衛

の酒間盃取廻し作兵衛が申出れ勘七
とらせけると入魂有る段勘七至て大切にて六
兵衛が身上にして或方より借用申度
与右衛門より作兵衛思ふに彼水谷の事
されハ情成侍なるが、ともかくも用立
申度くと終にハ三拾両貸の書人
請合の御書にて絶て御座し取結候らへハ
違なしと御紙も退て吉兵衛其段ハ相
成ぬ事く松兄に毎月役之者卿と
お残し幸不足ハ様が斗たるハ

お伺ひにて只此の書出来るハ叶為
事じ只様にゆ也て川原只ハ其所段
急用ケ様にせバ調ひ御座りにもち合せ
下の御用を兼る水谷之毎公
用の義をはけ三拾歳の書判ある
りける候證文ありま申ても返
物調ひ候へとも借り只ハ臨時の事に持
至極者共が判を剛六兵衛が判を見
ちく合点の事すれハ商人が似せ判を
我べ去兵衛が御手本道ある今の事を

請文弐万三千両を登せ路金直ニ両
ハ南郡の曼荼羅ニして命者等の色相を
万丈金銀を出し僧王の六道ニ上る
趣程の華形をたすすむる丈夫として六道
めめくらだ月日を送りあるへ、かつて
貪事しておきる相限風ニ承り誰道通
天淵出座しに原的方か罪障を承る
大坂かハ借りて小判みなとて中本ニ有り
六道ハ倉と取て庄出て吉原にて
承るハさよだ吉原の阿鼻地獄

して今度ハ三途三九郎外から金を借受申候と
いへり今を借請めが金を堪めがたき
怨ちだけが所ハきへとく我が財宝
まる方に道的罪障出居中段を
出入ずに極楽浄土の入罪障を付
つて極楽ハ序耳子水の入白かぬく
大半の閻魔王ハ六道をはさみ落した
情の色をかしみに水居万三ヶ三ヶ年
の使を凡て在ら往生し極楽へ入る代
我をなせ見し甲斐なく弁天を渉りを付

吉原の廓は、たゞ其身を遊蕩し たる
六道は三界に續けて、遊女三界に衆生
餓鬼あり、修羅道へ、苦みの責め
立て使ひて、修行も遊び所と
ゝゑんなるゝも、修羅道が、身も心も
用が何とかいはれへ、衆生と志ある傳
らぬ二日酔は、是非なく、叶はぬ地獄の龍
下よ、無理やりに、叩き出し迷ひに
所、五郎へ、身を、餓鬼の抱き落しに
隔もなく、覚めて行く、地獄道の

すゝ、酔も醒んと、千代萬人へ、地獄の
に付き、夜に入て、餓鬼方へ来て
修羅道へ、對面すれば、道明有金
の傾城の地獄中の一万人へ六道の
から何事して覚めし、六道の極楽の判
れんぶ覚めけりや、極楽へ戻りたに六道
隔もなく、地獄の中して太平所の極楽
極楽道明の傳へ覚めて、借り居る覚め
少なく、勿論、覚めへ、今の判、極楽
みゐ覚え、云し、極楽の衆生

仍之並者共並篤御心へ　眉を先致足
ハ候ての外の事に　去年より道明方に
者りや中故に改名度　候ニ大金の加り
判書入之由候ハヽ今般　公儀より被成る
達し免ぎに居りて其代方の中へ加を
候事　吟味有之候　候ハヽ全く[illegible]六ヶ敷
たき事也　旦　ならぬ事なき事して私定へ
左に其代方　吟味其見二候し之　古老の事の
百姓の義ハ何様ニ吉之儀其所ニ相入候
其外の其代　格之人へ其日の内に取方

去ましく候　相ハ彼等が取成方ニよつてハ必
其者共一家一門　被成の者共　承知
候者共の相候　者従しても　或ハ分子
為の金子出入有之等　是ハ無之候ハヽ為し　格
其者共とも方ハ　届明方よりも　其まゝ
得候其ままに　者共方へ門之事　事済
候間共ハ　手前公儀へ　御届ニ候て相済候
と遊ばし其事も申　候ハヽ届明方へ依頼
奉行　松本伊兵衛名へ　頼へ　申候　別
可致候早々此段申上[illegible]　拙宅居ニて　出入　水谷

六之進殿御禮之儀ハ伊豆守ゟ被
仰渡ニ付相済候ハヽ或方へ御内々の會の
諸道具ハ是ゟ出来ニ付方々へ差支
無之候得共今般會釈しの御手當
萬端御頼申上候水谷の手代
六之進へ金子才覚之儀相頼候處八十両
桜風が下役兼帯の水谷が手代中ニ
可申候節無之候其後段々之道筋候様ニ
相勤候へ水谷六之進出入之衆中相勤候もの共
私共義ニ付勤七兵衛水谷の手代六之進

とる者に入魂致し無七方へ相勤候ニ付
の御用を承り兼而六之進方へ早
々御用ニ付三十両の金子御手當
にて内々遠方へ差出し候處不得止
桜風屋敷への御手當御座候
其の後其日の中ニ請取候持参
仕候處桜風屋敷の内蔵之助殿
若者共ハ三百両ニ相談の四百両の男
水谷が手代ニ御頼金子請取
被下候金子之儀伊豆守殿

樽屋茂兵衛事つまり五代ハ重宗右之者共取成
と申者樽屋因幡右代より東本願
之右之者共会所へともよ伊豆守道明寺
代より勘七并保五郎へ御無白洲
御引御座候より右付者へ御不幸の
五畝之付出合勘七保五郎し申御座候
御付出例御店連れ清吉店の膳所
より修行通次第勘七への後見出
なんとも十兵伊豆守殿御大坂
所樽屋名和れ置御座候清之会念

乃茶之河越後の
論者相済候ハ、急度遣し候ハ、忍し樽
屋茂兵衛之事右勘七事取急し安堵
兆別之御掛合云之者へ被下置候
水茶屋ハ渡世致し善兵衛申付大坂の
御用相勤る所にて五代の内にいたし
此度御尋出被下候様御願申上
右善兵衛へ五代目相続仕候様御願書
より被仰付候ニ付、丈も水茶屋ハ家業仕候
右之通御座候ニ付吉兵衛兵衛御願勘七の三人

又今ハ書写以日知也申しに依りて頗以
清和れ候ひて氷谷寺へ会のうち世上
評判よろしくの候伊豆屋亦候日
とい又六条道場の御手前て死去
いの御跡に寺衆申しける萬事六条道場浄土
宗にして傳通院出家なれハ根本寺
の頼みの覚をとすなに其以後日申上人の名僧
ときは之なる頼みて大僧正の代にて傳
通院ゟ本寺の大僧正法務大僧正ゟ新語
何ゟといふて後来の御當寺の日の御後

拾候大僧正迄法務之申上れ候儀尤公事
無之所大切成候御奥御用向之尤本寺へ
存候の儀役人へ申述て候所なれ共御免
其し其事を寺々へ申し 公儀ゟ御さ候
一条御免之所存候て以代之以清来る
又候六条道場御判の科の儀は不叶
諸ゟ本郷寺よりも磔付よりも御くれなり大破
八相成 公儀へ上家御願へ取締ニ
申し上ゟ是代へ當年の御願ニ
又るしの仕入料の余り千両余は溢れ上り余

乃ち村居の辺へ下りしと云へり紀の家
水谷ハ名倍奈多より伊予三十三間堂にて
誌出しけるを高尾ハ中郎萱野被仕因て
まし兵衛しが比叡の経勤して九郎と
云ふ其代温泉し谷中に居と云ふ寺源
し爰に夫婦ありて成しが九郎ハ科ある
ものなるに妹なりと云り乃ち娘冰谷
が関を扨も発し頼しく惟善源を近
云ふやハ名倍風に譲りしとて其代
の原乃みく死罷ことに村葉成る八年

換して其代の七歳く名を水谷が尾
出替與して離しとて更に因州の処
重ねて承谷をと約せしの切前
何とかゝ六名衛が切書嘉之六歩ハ成
娘なりしが不足にて九九となり
平の成尾母事足家に生れ村に於る
大家の成巡り江戸に出るる乃都を兵衛
何事のハ有りけるなる

浪花古今名物之事

万代不易と長者号名代ある大、坂小濱屋三郎兵衛とかしらの天楽杉本屋がたく大坂御陣の御指図天下無雙の御弓両家の御陣小笠を作りて指出す家康公の御感有餘の其時清應美として八幡村にて山林田地三百石下され御免許戴住り常力御免八幡の侍格と名付冥のこ于今後々孫々迄のく禄を有

大坂湯へまゐるむしろの運上あずかれまじ
くし家蔵結構にして自分屋敷
の普請構を備る橋と名付四千八
戸ならびの土蔵をふゆる宝を買ひ集め
古書籍を添へ館を家名加名
八関前し其子思十三所屋へ
寺院おし古字と云う此の古安
の代より奉書亭しく三形包欠と百両
四月に権之家作の第を華たる道
くさ宮ハ根なし大書院小書院

は蓬萊宮の沈香楼銀閣金閣にも
勝し植栽敷をして四季の草花を連
こり庭前山水を築て立石飛石
座の四方の樹木を植て
と名付四間四面の雨落付けて
障子の障子を立て丹を固し
格子洗濯清水を金銀
障奥をはしあゐる御一天下の御源
雨をて足みいしのぞる
右の外諸家の総権令

こゝろにいたく奥州仙台凡万石よ四季
乃花を咲せ雨露高欄ゝ条蔓
而し往古大名高家の來歴なと云所ハ面
下の人々ハ實也の千代万歳料理
の間高砂広く成る年言語にたへ
支との御人々も其の家内ハ常に市をを
ふして多り併し西三千余国の大名ら沉
の御用をと義の尽せ九州の諸大名
隠見の今日侍用なき人にもなし
とし之つり金銀の威勢ハ手に清くの世く

高台高禄の御方と膝を組入て
盛をと姉ら古今生れ付ゐる花麗大
気さのせ之諸大名へ金銀の御用達
事ハ両月よ思ひ千両は無れバ五万両
と御用よる若ひ之御諸ゐ之金銀をと
借所をしの程ハ元利掛ての返済
とも有る遂年来るに随ひ借るとも事
ありて何る大名も時節但家
而も極をと無道く借られてゝ古今商
家ハ是れ破ゝ一生十度盛と衰律

国とあるは親の譲金はいか程なりしの
御尋に本中家内の者共はいか程の金
高に一向あるは唇人と云ふ所を今に
たとへいかしとりん或雨てに長き夜話
をとるんし泥(どろ)の中をりずりて大なる所まで
泥出して清め掘遣し上る泥を毎夜当に
する所の其の所をおはし足もと見に分れ
の財宝となりて大分の富貴らな自
作と金銭を集むる二千貫(わし)運上に取
世の中の金のかいと云ふ物の事は識より

境界は通代の長者の内も三万両余
乃ち財代古安(こあん)代より別家なしみる
其代三様四人の何道も三四十両の
の分限(ぶんげん)しけ様の事を前代(ぜんだい)未聞(みもん)
と云はずましと物語しける

元正間記巻之二十

目録

一淀屋辰五郎三ケ津を御追放之事

一淀屋闕所之事

并日光御門主辰五郎御赦之事

元正間記巻之二十

淀屋辰五郎三ヶ津御追放之事

扨も淀屋古安有四人の子供ゟ三人ハ早世しける末子辰五郎十歳の時古安相果けり如此なれ共淀屋の家督ニ而何角手代共お飾き成長の程お侍来候と金銀なりし大名衆御用金の通帳を取しなとも御取上ケ皆をなし様ゝテ翻運上けつり候事

家内百七十人余りて居けるに兎角
たる中辰五郎十七歳に成服のこち
からも長者のせがれ故親の古安に習ら
事なく家内の事を何までも志れ
築もなく手代たちにまかせけり
諸藝に達しけるたいこ持や
したゝ辰五郎を新町へつき行
我屋の名品次第とその比名代の太夫
多き中よりて吾妻と云を見立候初
の逢二世の契かはし深き中とは成にけり

後に豊年元禄十二年身請の約束
なりし所千両何しれぬ事とものびたれ
手代のうち橋本と云る者飲中常に
入魂事の用を兼りけ不来太の身請
金なくても叶ぬ主人の何や岩川を
は借先テ鏡はつきさし金は調ふて幸ひ
幸右衛門と云る手代と云二の中へ
云まへを合せし天王寺屋五兵衛と云
以中なと金の中より借り来るもよりて
萬々れ淀屋の名までは借悪し小両

源吉ゟ借主ニいたし辰右衛門を請合ニ
為致させ置返済なく借財へ少し先天王寺
へ立退候をたのしといふ事にて右之者
方へ行ミ小西屋源太衛門も相応に
薬種の代金凡千両辰右衛門方へ
差配すべき筈に候処清大名へ御用達
並に金子御遣し置かれ候故天下
へ上納金三万両差出し又候上へ
旨御城代様より御尋ありけれ共彼是手
後のしにて迷惑仕候小西屋せ候と

辰右衛門を請合になりけれ源太衛門ニ弐千両
御借下されけれ候と申年久敷差急きて是
非見捨難く候とて右之者清次して淀屋へ
まゐり金子手支候由しも旬の御差配仰せ
付せたまひとて小西とも後に金子会致
せし事取り候処辰右衛門後右加判と
候得共お首のかしは故證文を御持参
と来りて金子お渡し申へくとて格式
いたしけ申したりと思ひて取り幸太衛門
又太の越中よし紛失す小西屋を借

こゝに紛色斗へと云幸右衛門いや是よ
天王寺屋の早速分借へしといはれしも
小西は随ならかりて慥成右衛門故されども
埒明かうり源太郎を借主に判形杢右衛門
且取の名か出る文なれば速判形消きを
る男にてありし幸ひなる毎度源太夫
が商売相清取の手形から印鑑を其の
手形へ居しる判を盗人をそへて押印
たるなりしと読合して太手形の判
を切抜て證文を書きて彼小西か

判をと偽して見事に謀判居へて加判
は居たり即ち似せ判を居天王寺屋へ参り
一札をと済し無事お遣し弐千両清取五兵衛
が身清首尾能ええて淀屋か妻子を
密に所り其外大坂までの風聞せら
れて吾妻山崎と浮情と歌に作り
狂言に仕組淀屋か名をば山崎
与浮情となしうり、然るに月日立ちて
弐千両の返済なられば天王寺屋は淀屋
の手代権六をば呼寄小西へ口入の金子

約束の月切より甚方なれども皆済
まへしとや復にも畏りしと請合て帰る
借金の事故小西方へ催促の使をたてり
石部金吉と名代を取たる小西屋源太郎へ
天王寺屋の催促いまだ何の沙汰もなく
らぬ使より何りける折から大坂八郎乃
薬種屋が借金なしにて日本国中へ高
いかなることぞ夢にも左様の事覚なきと
事也兵帰りて先度も済へ随よ中
されども敢て切りる返答年後は終る

告げ海より太の趣達しければ右を聞
し久しからぬ合点の行ざる小西が返答
随年金子請取の御手代を呼越て
定めて子細の有事なりんと又権六を呼
よせる権六又急ぎ借出してやつて
天王寺屋の手代持参んと大坂中を
足りしとも天王寺屋が類の催促
権六が侍常幸太夫に出来大事を出来
より迷惑ち延電しより権六も火急の
金も如何り出し叶ども同役幸太夫へ

さらに争の附ゟ權六ハ欠落いたし則
天王寺屋ハ此趣を以て權兵衛是ぬ出入
取りと小西屋源太郎を呼出し様子
を以家、私の借證文よ判をえらるゝ
此程として八千枚證文差出し金子於
てハ借りる覚なしと云ふ然らハ覚ハ
此度ハなとも公儀に及ハ伝ふへしと其儀とも
拙者木をも切勝手にまかせれと云ふ様に
帰りける覚悟なき事にたまりて町奉
行河内守殿へ披露に及ばれ右

辰五郎を呼出し承り候所右始末一通申分
の覚に辰五郎申分と聞せられ旨申上たり
天王寺屋ニ右の證文の吟味の処小西屋
借金加判辰五郎両人の判形を違ひ
し小西屋を呼出しての不一向覚無き旨申上ぐ
また天王寺屋之吟味の儀を言ひ出すに幸太郎の両人
申訳の不足故の由申上る其家督者の
不届之と申付けらし則候ともの
是人の趣意と如く辰五郎ハ牢舎を
仰付らる權六ハ幸太郎人相をもの

御身の不行方あれて天下へ御たゝ仕ける
者故江戸表へ御披露有て何卒御
河内守殿御名を存されけるに御悴代々彼
伊豫守殿いかゝ思召けるにや淀屋か下し
置たる八幡三百石御朱印石とも
謀判の筋なるよしにて死罪に仰付
らるへき筈なれ共先祖の大功に依て
死罪御免なされ三ヶ津御構ひ御追放
仰付られたり此淀諸末年に及ひ
大坂中淀ときて辰五郎身にて覚ひ

なき者之皆是ハ手代の仕たる事なれとも
何卒別条なき様にと頼のまれ者とも
たまりかねけり終に金子両の金銀御追
放に及ひけれは江戸よりも水呑ならふ
申されると同罪也

淀屋辰五郎闕所之事

并日光御門主辰五郎被御赦之事

其頃大坂にて不思儀なる物語有
辰五郎ヶ根にたへて迚も吾妻身請
の御もくり毎夜々々宝花の中にて

鷄一背鳴をしたり数十羽の鷄は基所の
うちに集座を飛りて高さなせけるとぞきこし
しを二室三室に戸をさし錠をさめ置き
る寶蔵の中にこし背鳴せし事後に見し
人々をきい深き庭の中一の宝金の鷄にて
そおりしと御法に及ひけり去程に御法
式の事故辰五郎は縄をとらせ牢座な
町奉行所へ召出されて家財の通り宿
須志よ吏が送出されて追放なされ
けれ則ち役使をさし下され家屋敷所

家財取らる　公儀へ召上られけり
辰五郎座へ補百官四方坪数かくして
壱万坪たりのうちに家作三千八百坪たる
うち七拾四十八戸前の蔵を深く座への
内にあるは蔵とてもり宝物を金銭に尽くし
難き米一萬金の鷄は一羽目の
八貫五百匁いよいよ十二羽をおのし
壱百匁八分目追枝さん樹枝長さ
三尺六寸ある玄宗皇帝筆鴈鳥の画
趙傳子の筆　十六羅漢の掛物東破の

筆竹の繪雪舟ゟ筆四季の冨士山十二ヶ
月十二幅雪村ゟ筆琴碁書画の屏風
定家の色紙五枚道風筆冨士の詩紀
貫之の色紙三枚紫式部のかな千字
武蔵坊弁慶書写の法花経よ手本
古筆古法眼永徳永真探幽筆の掛
物屏風利久遠州ぉの茶器何もし
一ゝ筆ゟ記しけれとも左文字正宗義弘
の刀照光十腰粟田口吉光則光則重
宗近正光出後ぉ々金の道具百七拾

七腰大国神国前十七筋堆朱の挽
如十人前堆朱の盆百枚南京四千枚
伽羅よて折ゟ茶一面ゟ脇の碁盤
水晶の白石瑠璃の黒石金の碁器よ入
縫目なし八重[illegible]の數〃淀よのたゝり
楠正成の澆一面太閤の烏冠り後水
尾院の宸筆の色紙古安大載虎の皮
三拾七枚十間の毛氈ぉ々枚たゝれは茶
入茶碗家具の類ハ限なし御所の御
箱筆封印せしゟし是迄召仕の腰元

半下三十余人下働キ男八十七人手
代出入六十余人大坂の中田地二千石
尼ヶ崎懐并下屋舗四ヶ所千石以上の舩
十八艘一々申段を以て公儀へ召上
らる前代未聞の事也辰五郎十
八才よりして手代共の所為なる事
公義にも申様まて先者号をとりて大坂の
借りに極る淀屋を御潰さる事後の
御沙汰を以て其時の御城代土岐伊豫守殿
御潰させ置闕所乃寳物多くハ伊豫守殿

不徳になされけりと云依て雑の外訴
判悪しく大坂中より種々の落首
を立る事やむ時なし其中より
土岐しくハ金取て行き食ふ神
なきのしハいかといのしぬものを
去程に辰五郎ハ三ヶ津御追放にて
大坂を追出されし御古売の手代年
六郎兵衛と云者吾妻を供して潮々
金子千両持て辰五郎ヶ跡に詰てよ
辰五郎ハ大坂より南部へ立越けり

きこしき知辺を便り借金なし、是迄
五人の為しにて渡世いたし三四年
なしけり大坂堺伏見の内にて我家を
出して身上を持ち三万両の身上にて
ありけるもの二十余人より楽をおくらんと
年をへしなりて面白く世わたりしかし
三四千両の金を出来べき筈なれは根元
手代大坂亡ひける和尚無念に思ひし
一家一門ともに世に知れたる衛て
千両の金にて奈良に月日を送りける

寛永六年に女房をむかへまさしき
辰五郎御朱印地を以戴仕らんと小
者をく人召連江戸へ下り掛りある
方成町宿にて居住まて米津出羽守殿
をきて千石とらるる大名屋しき虎の門
辰五郎縁故の事取扱いし中老屋を
借りて宮がしこの縁を求め公義へ
役人とともに内中川内膳、山座当三居
流川左衛門方に名称にて内膳正山座の不
便に思召させ扶持せしめて五石七年に

間辰五郎ハ米津侯ニ居て中川侯合
御扶持雑用仰付られ何不自由なく
月日を送りし其砌り此書乃撰者辰五郎
年數度參會しけるに心易くはなしを
兼りしに或年辰五郎申けるハさるらく
永きに中川侯の御たのみにまかせて先祖合
御出入申たるよしにて中川侯ハ豊後乃
国を御取高七万四千石とハ申せとも
本家の大名なれとも増る程の御内證
よろしく御代々御内福なりしが御出入の町

人ト御相借なし下されし外の御大名の如く
御借金なくして御大名にてありけるハ凡
西國九州の大名方ハ某が御用立する
御方とてなくハ中川侯に限り御用立へく
松せられし御出入の私共なれとも御不便年
思召御悲の御手當承次第大坂御追放の
御り六郎兵衛とて手前も手代のお馴
御追放と仰付らるとも急ぎて大事のもの
成ともに吉安代に御用立する金銀の債
證文を入る以相策ニ設々中ハ江戸ニ

有たり差用之義もやと将来仕候得共
叔に世寄に情なきものハ大名衆まて是
程多き證文の中ゟ使まてもこれ下たるを
御書入もなくて是御覧ゆへと申箱の中右
一札證文取出し見せしより大概ね見
及したる中ニ黒田太宰佐殿御家ハ御書枝
なりし事十八万両一日ニ御用立たると
細川越中守殿十五万両一日ニ御用立
さりる證文を其余ハ西出九州大名并
御用立さりる金子何百万両と云成至し

黒田殿細川殿斗にて三拾三万両ニ及候
居より去程に辰五郎中川殿の御かけ
なりて上野不光院ゟ使ゟ日光御門主様
御耳ニ達上野より御屯中方御取り遊
され先ケ様の訳ハ天下の御法事御救ひ
の御為にしてハ御免もあるまじき義ゆへ
辰五郎七年か間江戸に居り大坂
の者なれとも諸遣ひ身をつくしに隠居并
其後へ至ても御内意家来ハ細味の懸ケ
承りて本家本分の後の事ニ被て

度りとそ残る迄 正徳五年未四月十七日
東照宮様百年御忌日本一統大赦ニ而
御預附の御老中井上河内守殿御奉書を以
辰五郎を召寄られ候所の通城州八幡
ニおゐて古来の田地山林三百石の居
米下河内守殿より辰五郎へ御渡被遊
其上ニて御吸物並御目録被下とも
御盃をも被下候元日本国中の町人ニ而
御老中様御前のもし顧恩の義有之候
是偏ニ日光御門主様御願ニ且京

中川彦御恩切殺之支ヶ辰五郎之祖
の名ニ岩本三辰太夫と改め八幡ニ
住居致し 計留

元正間記巻之二十終

元正間記巻之廿一

目録

一 岡本文七郎密夫を切殺并
文七郎遠島之事
一 水戸黄門君御器量廣大成事

元正間記巻之廿一

岡本文七郎密夫ニ依加殺害

文七郎遠嶋之事

扨も淀屋辰五郎ハ八幡侍と成て何の
望もなく仕居りし三石取り取て仕る
むかしとて昔日の相違とて十七大臣ハ
万代不易の身上ニ而郡る処ゟ三郎左衛門
女房并妻ヲ振すてむなしき人となりけ
其外子供とてもなし家絶たれバなき
故京都山城代与力安藤久右衛門次男

文七郎と云ものを養子となし娘をめあは
せ家をも譲り享保年中に辰五郎は
老妻とも果けり文七郎の代に成りて是非
に及ハぬ事とも出来けり彼文七郎時
変を好み大酒を傾け遊女狂ひ野
郎ぐるひ山川詣へと出るといふ事なく
京都ハ云ふに及ばず伏見大坂奈良さかひ
を経て宴にあかしここに七日と行先を
家としてし自分の家に三日と定め所を
居る事なし其後何処何方に来る

浪人にや大友新左吾と云剣術の師を
仕るものを文七郎か方に若ひ是自分し
才子に成其外八幡中にて拾人余り
指南致しける文七郎ハ太の通行先
を家とし三十日の中三日と家に居る
事故文七郎留主居のもの月日を送り
けるに彼新左吾文七郎女房と密通
をはじめけり家の神の前に下女下男の
目をおそれ居けりしが新左吾ハ大酒
に浸り身の程も後しハ奢り出て我

女房の方へ来りて下女下男も己に此
家来の者迄かゝり合文七郎ハ入聟之
家なれハ女房の物なれハ文七を追出
し已に三百石取りたる大目付を勤
めたる世上に女房に深く頼みたる者を
奈りし夫文七か身持悪しく行先の
無心を頼ミ請たき旨を
かこち恨ミて親族共より申
云合せ親族共主の[illegible]
下りて追出し文七郎を浪人者とし

云て親族共よりきかれて文七も
さまを尋ね扣て情なく思ひて京都へ
根付廻り居しに文七か住む久七
と云者ありて京都より来り女房の
親族より目付方の者を呼出し少セ
ける文七か悪しき身の大事なれとも
久七に語りて様子を聞何事を宥め
て根本を見届其上にて仕方もあるへし
海内をさまよひ案内せよ窓に門に
取りて中々入りかたく親久左衛門

委細相語に及しける処久左衛門大いに
立腹なし侍の女房を盗まるゝ様に左様
の目算なれはとて云語同前の曲者なり
免さし帰りて両人ともに打て捨と云つゝ
新房左衛門釼術の師範たる程の者なれ
ハ手に余ると察し差つかへし依て支配の同心
の中究竟の者共を見立て若き者を択し
ところ少城代同心百人の中より勝れたる
者八人撰ミ鎗にて仕留よとて八人共に
陸を拵へさせ右と厳敷出立文七を先に

立其夜丑の刻に八幡に至り文七相図
の案内をなさは久七内なる門を開きけれは
文七先に立て勝手より廻る我家
なれはとて忍ひて入女房の寝所を伺ひ
新房左衛門と枕を並べ一ツ衾共に寝たりしか
伏居たり文七見るなり飛かゝり刀を抜て
取りし四ツ目をせんと飛込けるに新廣太
目を覚しすかさず飛かゝり文七をも間斗れ
を投捨てそのまゝ脇差引抜て欠出んと
する所に後見の同心八人まて続き合を

俄に突かゝりけれは しやおのれ等
九州者の手並を見せんと陸下をとくゝり
伊賀左衛門と云同心の女腕を切落し
小川甚之助か股切落し右衛門信景清水
にいとしくも得ける荒川惣九郎か陸
差寄手の脇腹突通させ是をこしける
みて見得けるか五人の同心追取巻
陸玉を上に仕とめけり其間に逃んとす
る女房を文七追詰て陸しよりか切る
捨けり其隆諏訪清家へ此文七郎方

盗賊の入りしと蓬之家に高梯灯を
消ぬを焼しに陸の刀の鞘をもりして
文七か家に火入しも戸いへ自分の用
心しゝて居たる八幡の梯子近をいふ二方
蓬訪之崎田左衛門清門口吉左衛門と云者彼
出さる同心子の述梯子中蝋に蓬訪を詰め
可代官小堀仁右衛門の越に被申上ゝ
然るに小堀か二条可為司代丹後守殿へ
可許への変文七郎親久左衛門不司代与力
故同役を殺し首尾結びて使見分

口書に無事首尾能文七郎富山丈を討
とつらま相違なく公儀向お構なき丈介
文七妻もまた居たりしか兎角生まつき
悪性にて時変止ぬ大坂伏見の悪者ともに
交りて享保元年伏見の墨染にて
京都御幸町さんしや角兵衛悴角太郎を
誘ひ出し時変の上にて大悪党を仕出し
角太郎を半殺しにて走りし此事六ヶ敷
成りて公儀よりたる御取し文七もとらしめ
仲間の者六人召捕られ三宅島へ流

されたり時節到来といふ大淀屋辰五郎
衛ハ世に出男子なりしてもたゞ一人之
聟をとり大への仕合よりて娘ハ切殺されし
弥本辰五郎血筋の者なくして淀屋
の名が終に断絶に及ひける

水戸黄門光圀君之事

爰ニ天下御三家の内水戸黄門光國君ハ
東照宮御孫にして常州水戸の御城ニ
御坐ましまし未世におよふ迄御名君の御沙汰に
及ぶ誠成りける御一生の中なりし並よける

御名誉世に多く残れり別して文字御
御好ミ有て三十六人の儒者を撰ませし
師冠士と名号して数年日本國中をお
ゐて其土の風俗名所旧跡を考て神社
佛閣まて不及それ為に古筆ホを尋給ひ
詳に志るして年々黄門君の御覧に
入花押集ハ往古の名将勇士を記し
歌人能筆絵師ホの判を集めたる
書也三考志ホ記ハ世に傳はる太平記
評判大全綱目を御吟味有て諸出れ

秘書を写させ校吏合妙なる事ハ御手選
御上作せられし公家の田吏非人の為好ミと
て救民妙薬集と云る小本に妙薬を
書て板行させられ給ひし大日本黄門君
御代板行に出せる記録数十部なり
おして神佛御信心有て御領内に
日蓮宗門を集めて學問を勧むれ
学寮を建何ヶ年も勤学仕るよう
僧ハ日々修行せさんて叶ハぬ事のしれ
有師ハ時々勤もなしつ候へしとて法出

が集る大名の学僧に年中御扶持下し
置き候ゆへ同所之内は名誉なれハ
ましませしゆへ当　将軍よりも御手を下され
事多し御老年に及ばせられ世俗
宰相公へゆづらせられ御隠居遊ばさる
去つるに黄門君　将軍家の御政道
をも祥かに御存じ遊ばされ御心に叶ハせらる
事斗りなく就中紀君様ハ御短命に
て御とむらひ天下の御後見にも立給
なれハ仮の風聞を申し侍れ

将軍の世継に立人ハ甲府殿が外なし
若甲府殿立給ハずハ尾張殿若くハ
紀州殿其次に水戸なれハ天下の養
君に立給ふ人なかるべし甲府殿を捨
置き紀君ハ世継に立給ふまじきわけもなく
は光国の折破りて尾張殿を立へく
との御作意にて甲府殿と御別心なく給せ
合せられ天下御相続の事ハ光国の扣へ
奉り且御学文をへのみれとも御事之
被為在江戸ハ中にも及ハれ日本国なり

大右切の御觸まし若太子府自る者
御取の御仕置よ何いらし天下の法度を
急度おさるへき旨相き式ら酒宴の
上又ら叔よ於き財手ら仕ら謀りそ
府を自畜生といはせた諸人の手先し
又は救ら商賣鵜の魚鳥を取るし
且ら子供於へ喰自大教多く者よ代
昔ら後し大よ府自御冷無よ成ゆ次立
誠し者ら御家小塚原の土と消らせ去
多し黄門君此年未一御位よ於る能

思召所ら御國元へ結せらまれ操多た
よ伊自し是二大数多殺して其皮を剥
て差上らさけ黄門君近日御登城ま
へくの也まて太夫の皮十枚つゝ箱よ入
前日御使者を以し　於宮へ献上ゆそ
なされ光生老年よ及し腰冷迷惑仕
られ候よ畜生の為け皮腰よゆら府
為よ取和まらいゆてまで家上の畜生
ませい　将軍よも御老年の御筆よゆゆい
御用い有らも志のまいし　叔よそ献上仕る者

御口上なり御奏者衆より御披露之
将軍御悦喜にて黄門公へ上の趣を宣て
殊更不成色しいさき箱を完をくしとの
上意有て御小性衆御前にて箱を完
させ上覧まして入りし処犬の皮之将軍家に
御不興なりし先御答にも及ふ事なしといふおのゝ
御事之黄海大京を完を始め御尤中方
御側衆を始十人斗の御役人衆へ方々へ被仰付
犬の皮十枚つゝ御進物御口上なり同様なり
犬の皮百枚余りなりけれはきりと是様なり

諸役人衆方も舌を振り黄門君の御器
量の程をほとんと感しけり元禄十三年
三月十五日黄門君御逝去なされ御隠居
を来年久敷御異西山にて将軍
御床處思召の由よりて御忠孝を御尽は
於て御将軍ましいよいよ感さる御感孝故
御満悦のよし相應の御挨拶あり今日より
日の本の忠孝甲府大納言様尾州紀州よりも
両卿諸家の京部右衛門御死去の時までも
其のし御忌中まて黄門君

将軍へ御礼仰上られき　其次ニ甲府公御暇
又済て御礼仰る甲府公ニも久しく年ころ
御懇西帳ニ召ぬ旨御為人まての御挨拶之
黄門君にも御　甲府君とも家敷の許
将軍様御同然ニ御付添有尾州紀州へ
御同格の御挨拶之遊りしく　御意有之候て
御前をさらせ玉ひ帝鑑の間ニおゐて御奏
者阿部豊後守松平宮内少輔をはしめ
松平美濃守并何いも奏者の御事なり
御花申方右之御書面の私美濃守大奈

右者いつれも遠慮被成けるか御目見不被成
依て右の通り御尋ニ及ハれけれハ美濃守
へ右之通お達し処兎角病気起り退出の
由ニ御次ニ引入よし　挨拶にて殿中ニ
候ゆへ御目見無之候　牧野備後守御意ニ付
先ッ三年已前　隠居仕り出仕仕りけれ
とも上る　初ハ御念の事てとの仰出ニて
其後御退出在後日ニ御沙汰　黄門君今日
の御登城ハ松平美濃守　将軍をたのミて
来り諸大名を依怙贔屓いたし

當時の政道正しかりせハ美濃守一人
の所為に依りて御出仕の席を美濃守
御手討に遊ハさるゝ御下心すてに見えけれは
扨美濃守気を察しられける為病
と申立危ふきいのちを助かりける
然処備後守ハ美濃守か先の出頭之
気にしく御不快に叶ハぬ出仕を止め危ふき
命を助られ美濃守ハ能人の
心服を察せらるゝ人なりと称られては
将軍の御心にかなひしも叶ふへきのは正直

三拾石より拾五万石迄取上られしハ
将軍の御心なく御見ぬきたる故
也

元正間記巻之廿一 終